



2022年2月14日

各位

会社名 株式会社オプティマスグループ  
代表者名 代表取締役社長 山中信哉  
(コード：9268 東証第二部)  
問合せ先 総務・IRユニット長 足立 敢  
(TEL：03-6370-9268)

### 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様が当社株式に投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1)分割の方法

2022年3月31日(木曜日)最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

##### (2)分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	5,360,535 株
②今回の分割により増加する株式数	10,721,070 株
③株式分割後の発行済株式総数	16,081,605 株
④株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000 株

(注)当社は新株予約権を発行しており、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が増加する可能性があります。

##### (3)分割の日程

①基準日公告日	2022年3月16日(水曜日)
②基準日	2022年3月31日(木曜日)
③効力発生日	2022年4月1日(金曜日)

#### (4)新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2022年4月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
2016年4月14日取締役会決議 第1回新株予約権	1,602円	534円

#### (5)資本金の変更

今回の株式分割に際して資本金の額の増加はありません。

### 3. 定款の一部変更

#### (1)変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2022年4月1日(金曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000</u> 万株とする。

#### (3)日程

定款変更の効力発生日 2022年4月1日(金曜日)

### 4. その他

今回の株式分割は2022年4月1日(金曜日)を効力発生日としておりますので、配当基準日を2022年3月31日(木曜日)とする2022年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

以上